

地域公共交通会議について

1 地域公共交通会議とは

(1) 目的

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置する

(2) 根拠法令

ア 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

イ 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）

(3) 協議事項

ア 乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

（ア） 運行の態様

（イ） 運賃及び料金

（ウ） 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）

（エ） 運行計画

（オ） 路線又は営業区域の休廃止等

（カ） 運行主体の選定

（キ） その他必要と認められる措置

イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

ウ その他これらに関し必要となる事項

2 地域公共交通会議で協議が調っている場合の手續上の利点

(1) 運賃及び料金に関する手續の緩和

運賃及び料金については、原則として国土交通大臣の認可を受けなければならないが、届出制へ緩和される。（道路運送法第9条第4項、同施行規則第9条の2）

(2) 事業計画の変更に関する標準処理期間の短縮

路線等の事業計画については、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、標準処理期間が3か月から概ね1か月に短縮される。（平成14年1月31日関東運輸局公示）

3 関連条文抜粋

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（略）は、旅客の運賃及び料金（略）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも同様とする。

（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。 これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業（略）に関する協議を行うために（略）市町村長（略）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。